

直接請求制度と松田町長の在任期間に関する条例を 廃止する条例が可決となった経緯

令和7年第2回臨時会において、住民による直接請求を受け、松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例が議会に上程され、審議の結果、可決されました。ここでは、直接請求制度とその経緯について解説します。

●直接請求制度

間接民主制を補完する仕組みとして、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の連署（署名）を集めることで、その代表者から一定事項を請求することができる制度です。

直接請求の主な種類、必要な署名数、請求先は以下の表のとおりです。

種類		必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求		選挙権を有する者の50分の1以上	長
事務の監査請求			監査委員
議会の解散請求		選挙権を有する者の3分の1以上	選挙管理委員会
解職請求	議員	(議員の解職請求の場合、選挙区があるときは、所属する選挙区を単位として計算する。)	
	長	(※) 選挙権を有する者が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。	
	主要な公務員 (副知事、副市長村長、選挙管理委員等)		

一般的な流れは下記の図のとおりです。

<松田町の場合>

(条例の制定または改廃の請求の場合)

